

カナダ  
商標規則

SOR/2007-91 により改正

目次

第1条	[廃止]
第2条	解釈
第3条	通信
第4条	
第5条	
第6条	
第7条	
第8条	
第9条	
第10条	
第11条	
第12条	通則
第13条	
第14条	
第15条	公報
第16条	
第17条	
第18条	受験資格
第19条	試験委員会
第20条	資格試験
第21条	商標代理人一覧
第22条	更新
第23条	
第24条	登録出願
第25条	
第26条	
第27条	
第28条	
第29条	
第30条	登録出願の補正
第31条	
第32条	
第33条	
第34条	登録出願の公告
第35条	異議申立
第36条	

第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 42 条  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条  
第 48 条 移転  
第 49 条  
第 50 条  
第 51 条 登録簿  
第 52 条  
第 53 条 法律第 11.13 条に基づく異論申立手続  
第 54 条  
第 55 条  
第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条  
第 60 条  
第 61 条

附則 (第 12 条)手数料表

関連規定

## 第1条 [廃止, SOR/2007-91, s. 2]

### 第2条 解釈

次の定義は、本規則に適用する。

「法律」とは、商標法をいう。

「出願人」とは、法律第30条に従って商標登録出願をする者、又は第48条に基づいて認められる商標登録出願の最新の譲受人をいう。

「公報」とは法律第66条(3)にいう商標公報をいう。

「商標代理人」とは、第21条にいう商標代理人一覧に名称が記入された者をいう。

### 第3条 通信

(1) 登録官又は商標登録室宛てにしようとする通信は、「商標登録官」宛てとしなければならない。

(2) 登録官宛ての通信は、商標登録室に対しその通常の就業時間内に配達することができ、その配達当日に登録官が受領したものとみなす。

(3) (2)の適用上、登録官宛ての通信は、商標登録室に対しその通常の就業時間外に配達された場合は、それは商標登録室の翌就業日の通常の就業時間内に配達されたものとみなす。

(4) 登録官宛ての通信は、登録官宛ての通信を配達することができる施設として登録官が公報で指定した施設に対し、その施設の通常の就業時間内に配達することができ、かつ

(a) その通信が商標登録室の就業日に当該施設に配達された場合は、その通信はその日に登録官が受領したものとみなす。また

(b) その通信が商標登録室の非就業日に当該施設に配達された場合は、その通信は商標登録室の翌就業日に登録官が受領したものとみなす。

(5) (4)の適用上、登録官宛ての通信は、当該施設に対しその通常の就業時間外に配達された場合は、それはその翌就業日の通常の就業時間内に当該施設に配達されたものとみなす。

(6) 登録官宛ての通信は、電子的送信手段又は公報で指定されたその他の送信手段により何時でも送付することができる。

(7) (6)の適用上、商標登録室の所在する場所の現地時間により、通信が商標登録室の就業日に配達された場合は、それは、その日に登録官が受領したものとみなす。

(8) (6)の適用上、商標登録室の所在する場所の現地時間により、通信が商標登録室の非就業日に配達された場合は、それは、商標登録室の翌就業日に登録官が受領したものとみなす。

(9) (6)は、次のものには適用しない。

(a) 法律第11.13条(5)に従って提出される証拠

(b) 法律第38条(7)に従って提出される証拠、及び

(c) 法律第45条(1)に従って提出される宣誓供述書又は法定宣言書

### 第4条

(1) 商標に関する連絡は書面でしなければならないが、登録官は、口頭による連絡も認めることができる。

(2) 登録官は、口頭による連絡を書面で確認すべき旨を請求することができる。

## 第5条

(1) (2)に従うことを条件として、登録官宛ての各連絡は、1の商標登録出願又は1の登録商標のみを扱わなければならない。

(2) (1)は、次の事項に関しては適用されない。

- (a) 2以上の商標登録の出願人の名称又は住所の変更
- (b) 2以上の登録商標の登録所有者の名称又は住所の変更
- (c) 登録取消の申請
- (d) 商標登録出願の権利又は登録商標の権利に影響を与える移転又はその他の書類、及び
- (e) 送達代理人の選任、又は送達代理人の名称及び住所の変更

## 第6条

(1) 法律又は本規則に従い提出しなければならない何れの住所も、完全な郵便宛先とし、存在する場合は、街路名及び番地、並びに郵便番号を含めなければならない。

(2) 登録官に対し住所変更が通知されていない場合は、登録官は、出願人、登録所有者、商標代理人又は送達代理人が通信を受領しないことには責任を負わない。

## 第7条

(1) 商標登録出願に関する通信には、次のものを含めなければならない。

- (a) 出願人の名称
- (b) 付与されている場合は、出願番号、及び
- (c) 商標

(2) 登録商標に関する通信には、次のものを含めなければならない。

- (a) 登録番号
- (b) 出願番号、及び
- (c) 商標

## 第8条

(1) (2)及び(4)に従うことを条件として、商標登録出願の手続に関する通信は、出願人と行われるものとする。

(2) (3)並びに第9条及び第11条に従うことを条件として、(1)にいう通信は、商標代理人が次の場合の1において出願人の代理として行為することができる権限を与えられているときは、商標代理人と行われるものとする。

- (a) 商標代理人が、出願人の代理人として登録官に対し出願した場合
- (b) 商標代理人が、願書又は付属書類において、出願人の代理人として選任されている場合、又は
- (c) 商標代理人が、出願後に、出願人の代理人として選任された場合

(3) (2)にいう商標代理人が、他の商標代理人を復代理人又は代替代理人として選任した場合は、通信は当該復代理人又は代替代理人と行われるものとする。

(4) 移転認可に関する通信は、ある者が第48条に従って出願の移転認可を請求する場合は、当該認可を請求する者で行うものとする。

## 第9条

(1) 商標代理人がカナダ居住者でない場合は、当該代理人は、カナダ居住者である復代理人を選任しなければならない。

(2) (1)に従って商標復代理人が選任されていない場合は、登録官は、出願人と通信しなければならない。

## 第10条

第8条及び第9条は、必要により修正の上、異議申立の当事者に適用される。

## 第11条

(1) 商標代理人の選任は書面である必要はないが、第8条(2)(a)から(c)までの何れかに記載された状況が発生していない場合、又はその選任が明確に確定していない場合は、登録官は、当該代理人が代理していると主張する者又は事務所からの委任状を提出するよう当該代理人に対し求めることができる。

(2) 商標代理人が(1)に従って求められた委任状を提出しない場合は、登録官は、その者又は事務所に対し、当該代理人が代理していると主張している旨を通知することができ、かつ、第8条に従うことを条件として、委任状が提出されるまで、その通知済みの者又は事務所との通信を継続しなければならない。

## 第12条 通則

附則に記載の手数料は、歳入役宛てに納付することを要し、登録官に回付されるものとする。

## 第13条

本規則に別段の規定がある場合を除き、商標登録室に提出されるすべての書類は、寸法が8インチ×11インチ又は21cm×28cm以上、ただし、8.5インチ×14インチ又は22cm×35cm以下である白地の紙であって、片面のみを使用し、その左端及び上端には、1インチ又は2.5cm以上の余白を設けなければならない。

## 第14条

(1) 商標登録願書は、法律第30条で要求される情報を含んでいなければならないが、かつ、登録官が公報で指定する方法で、登録官が公報で公告する適切な様式又は同様の情報の提出を可能にするその他の様式により、明確で読み易くなければならない。

(2) 商標登録又は登録商標に関して登録官宛てに提出される如何なる書類も、登録官が公報で指定する方法で、登録官が公報で公告する適切な様式又は同様の情報の提出を可能にするその他の様式により、明確で読み易くなければならない。

## 第15条 公報

登録官は、週ごとに公報を発行し、公報には次のものを含めなければならない。

- (a) 法律第37条(1)に従って行われるすべての公告
- (b) 法律に従って行われ又は延長されたすべての商標登録の詳細事項
- (c) 法律第64条に従って公告が要求される登録官の決定の詳細

- (d) 法律第 9 条(1)に従って要求されるすべての公示, 及び
- (e) 法律第 66 条(2)に従って大臣が発するすべての命令

## 第 16 条

法律第 37 条(1)に従って行われる出願の公告には, 次の事項を記載しなければならない。

- (a) 請求された商標
- (b) 権利の部分放棄がある場合は, その記載
- (c) 出願人及び存在するときは送達代理人の名称及び住所
- (d) 出願番号
- (e) 出願日及び, 法律第 34 条に従って主張される優先日があるときは, 優先日
- (f) 法律第 30 条(a)から(d)まで, 及び(g)に従って出願人が提出した情報の要約
- (g) 使用予定商標, 証明標章, 又は識別力ある外観の出願の場合は, その旨の記載
- (h) 法律第 12 条(2)又は第 14 条の適用を主張する場合は, その旨の記載
- (i) 法律第 32 条(2)に従って適用される地域制限の詳細, 及び
- (j) 第 29 条(a)又は(b)に従って登録官に提出された何らかの翻訳文又は翻字の詳細

## 第 17 条

法律に従って行われ又は延長された商標登録について公報で公告される詳細には, 次のものを含めなければならない。

- (a) 登録番号及び登録日
- (b) 登録所有者の名称
- (c) 出願番号, 及び
- (d) その出願が公告された公報の発行番号及び発行日

## 第 18 条 受験資格

第 20 条(2)に従うことを条件として, ある者が商標法及び実務に関する資格試験を受験する資格を有する場合とは, その者がその試験の受験を希望する年の 10 月 1 日前に, その者がカナダに居住しており, かつ, 次の者に該当する場合である。

- (a) ある州において開業する資格を有する法廷弁護士又は事務弁護士, 又はケベック州において開業する資格を有する公証人, 又は
- (b) カナダにおいて商標登録出願の準備及び手続を含むカナダ商標法及び実務の分野において, 24 月以上の期間業務を行ったことがある者

## 第 19 条 試験委員会

試験委員会の構成員は, 登録官により選任され, 同委員会の少なくとも 2 名は, カナダ知的所有権協会により指名された商標代理人とする。

## 第 20 条 資格試験

- (1) 試験委員会は,
  - (a) 商標法及び実務に関する資格試験を設定し,
  - (b) 資格試験の日程を設定し, かつ

(c) 毎年 10 月中に資格試験を行う。

(2) 登録官は、公報で次回の資格試験の日程を通知し、更にその通知において、同試験の受験を希望する者は何人も次のことを行うべき旨を明示する。

(a) 当該通知に指定した期間内に、書面で登録官に通知し、かつ、商標法及び実務の分野でのその者の経歴、職務及び職責を記載した宣誓供述書又は法定宣言書を登録官に提出すること、及び

(b) 附則の項目 20 に記載の手数料を納付すること

(3) 登録官は資格試験が行われる 1 又は複数の場所を指定し、試験日として定められた日の少なくとも 4 週間前に、(2)の要件を遵守しているすべての者に対し書留郵便で通知しなければならない。

## 第 21 条 商標代理人一覧

書面での請求及び附則の項目 19 に記載する手数料の納付があったときは、登録官は、商標代理人一覧に、次の者の名称を記入しなければならない。

(a) 商標登録出願の準備及び手続を含む、カナダ商標法及び実務に関する資格試験に合格したカナダ居住者

(b) ある州内で活動する資格を有する法廷弁護士若しくは事務弁護士であるか又はケベック州で開業する資格を有する公証人であるカナダ居住者で、

(i) 商標法及び実務に関する資格試験に合格した者、又は

(ii) 商標登録出願の準備及び手続を含む商標法の分野において、24 月以上業務を行ったことがあり、かつ、登録官に対しその旨の宣誓供述書又は法定宣言書を提出した者

(c) その他の国の居住者で、その国内の商標当局に対して手続を行う資格を有する者、及び

(d) その構成員の内少なくとも 1 名の名称が商標代理人一覧に記入されている事務所

## 第 22 条 更新

(1) 各年の 1 月 1 日を始点とし、3 月 31 日を終点とする期間内に、

(a) 商標代理人一覧に名称が記入されたカナダ居住者は、当該一覧にその居住者の名称を維持するために、附則の項目 21 に記載の手数料を納付しなければならない、

(b) 商標代理人一覧に名称が記入されたその他の国の居住者は、当該一覧にその居住者の名称を維持するために、当該代理人が居住する国を記載し、かつ、その国の商標当局に対して当該代理人が良好な関係を有している旨が宣言されている陳述書であって、その者が署名したものを提出しなければならない、かつ

(c) その構成員の少なくとも 1 の名称が商標代理人として当該一覧に記入されている事務所は、当該一覧にその事務所の名称を維持するために、当該一覧に記入されたすべての構成員を表示し、その構成員の 1 としてその名称が当該一覧に記入されている者が署名した陳述書を提出しなければならない。

(2) 商標代理人が(1)に示された該当する要件を遵守しなかった場合は、登録官は、商標代理人に通知書を送付し、その通知の日後 3 月以内に次のものを提出するよう求めなければならない。

(a) 該当する場合により、(1)(b)若しくは(c)によって要求される陳述書、又は

(b) 附則の項目 21 に記載の手数料

(3) 商標代理人が(2)にいう通知に従わなかった場合は、登録官は、当該代理人の名称を商標代理人一覧から削除しなければならない。

### 第 23 条

(1) 第 22 条(3)に従って商標代理人一覧から削除された商標代理人の名称については、当該一覧から当該代理人の名称が削除された日から 1 年以内に、当該代理人が登録官に対し申請し、かつ、次の場合は、これを回復することができる。

(a) 第 22 条(1)(b)又は該当する場合により(c)によって要求される陳述書を提出し、又は  
(b) 附則の項目 21 及び項目 22 に記載する手数料を納付した場合

(2) 事務所は、次の場合はその名称を商標代理人一覧に維持させる資格を有する。

(a) その構成員の少なくとも 1 が当該一覧に記入されており、かつ

(b) 第 22 条(1)(c)により要求される陳述書を提出した場合

### 第 24 条 登録出願

各商標を登録するためには、個別に出願を行うものとするが、その商標が商品及びサービスの双方に付随して使用され、公知となり、又は使用予定があるときは、単一の出願でも十分とする。

### 第 25 条

法律第 34 条に従うことを条件として、商標登録出願日は、次のものが登録官に配達された日とする。

(a) 次の情報を記載した願書、すなわち、

(i) 出願人の名称及び住所

(ii) 商品又はサービスであって、それに付随して商標が使用される予定であるか、既に使用されているか、又は公知となっているもの、及び

(iii) 使用予定商標以外の商標の場合は、

(A) カナダで、その商標が最初に使用された日又は公知となった日、又は

(B) その商標が使用されていた国、及び登録を受ける権利の基礎となる同盟国における若しくは同盟国に関する登録又は登録出願に関する情報

(b) 附則の項目 1 に記載の出願手数料、及び

(c) 商標が独特の形状で描かれていない 1 又は複数の語のみから成る場合を除き、その商標の図面

### 第 26 条

(1) 第 25 条(a)は、登録される商標の商品又はサービスの記載を拡張する申請に関して適用される。

(2) (1)にいう申請には、附則の項目 3 に記載の手数を添えなければならない。

### 第 27 条

(1) 法律第 30 条(h)により商標の図面が要求される場合は、その図面は、白黒とし、2.75 インチ×2.75 インチ又は 7cm×7cm 以下とし、当該商標の部分でない如何なる事項も含めて

はならず、第 13 条の要件を満たす用紙上に描くことができる。

(2) 出願された商標の図面を公報に複製するのに不相当なときは、登録官は出願人に対し、新たな図面を提出するよう求めることができる。

## 第 28 条

(1) 出願人が商標の特性として色彩を権利請求するときは、その色彩を記述しなければならない。

(2) (1)にいう記述が明確でないときは、登録官は出願人に対し、次の色彩表に従って色彩について描線した図面を提出するよう求めることができる。

図解は提示せず、SOR/96-195, 1312 頁参照

## 第 29 条

登録官は、商標登録出願の出願人に対し、該当する場合に応じ、次のものを登録官に提出するよう求めることができる。

(a) その商標に含まれた英語又はフランス語以外の言語による語の、英語又はフランス語への翻訳

(b) その商標が、ローマ字以外の文字、又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字により表現された事項を含む場合は、その事項のローマ字及びアラビア数字への翻字、並びに

(c) 使用される商標の見本

## 第 30 条 登録出願の補正

第 31 条及び第 32 条に定める場合を除き、商標登録出願は、その出願が法律第 37 条(1)に従い公告される前又は後の何れでも、補正することができる。

## 第 31 条

商標登録出願について、補正が次の変更に係わる場合は、如何なる補正もすることができない。

(a) 登録官による移転の認可後を除き、出願人の同一性の変更

(b) 商標の識別性を変更しないか又はその同一性に影響を与えない場合を除き、商標の変更

(c) 証拠がその事実によって変更の正当性を証明する場合を除き、その商標のカナダで最初に使用した日又は公知にした日のうち何れか先の日への変更

(d) 出願前にその商標がカナダで使用され又は公知になった旨の主張のない出願から、使用され又は公知になった旨の主張のある出願への変更、又は

(e) 法律第 30 条に従って行われた出願時に願書に含まれていた商品又はサービスの記載を拡張する商品又はサービスの記載への変更

## 第 32 条

如何なる商標登録出願も、公報に公告された後は、次の変更に係わる補正をすることができない。

(a) 如何なる方法によっても商標の変更

(b) その商標のカナダでの最初の使用日又は公知となった日の変更

- (c) 使用し又は公知となった出願から、使用予定商標の出願への変更
- (d) その商標が同盟国において若しくは同盟国に関して使用され又は登録されていた旨の主張のない出願から、そのような主張のある出願への変更、又は
- (e) 公告時に願書に含まれていた商品又はサービスの記載を拡張する商品又はサービスの記載への変更

### 第 33 条

- (1) 次の場合は、記録証書中の誤記は、登録官が訂正することができる。
  - (a) その誤記を登録官が発見した場合、又は
  - (b) 訂正請求が、出願人若しくは登録所有者、又は出願人若しくは登録所有者の商標代理人によりされた場合
- (2) [廃止, SOR/2003-209, s. 2]

### 第 34 条 登録出願の公告

商標登録出願は、法律第 37 条(1)に従って拒絶すべき旨を登録官が認めない場合は、登録官はその出願の詳細を公報で公告しなければならない。

### 第 35 条 異議申立

異議申立手続に関して登録官と通信する者は、その通信が異議申立に関するものである旨を明確に記載しなければならない。

### 第 36 条

法律第 38 条(5)に従って登録官が異議申立書の写しを出願人に送付した後は、登録官と通信する当事者は、第 46 条(3)に従って提出する抗弁書を除き、その異議申立に関する通信の写しを異議申立手続の相手方当事者に送付しなければならない。

### 第 37 条

- (1) 法律第 38 条若しくは本規則に基づき異議申立手続で送達が要求される申立書又はその他の資料については、その当事者又はその当事者の商標代理人若しくは送達代理人に対し、次の方法によりこれを送達することができる。
  - (a) 交付送達
  - (b) 書留郵便
  - (c) 宅配便、又は
  - (d) 当事者又はその当事者の代理人の同意を得たその他何らかの方法
- (2) (1)の適用上、当事者の別段の合意がない限り、送達先当事者が商標代理人を選任しているか又は送達代理人を指名している場合は、送達は、当該商標代理人又は送達代理人に対して行わなければならない。
- (3) 送達が書留郵便により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。
  - (a) 申立書又は資料の郵送日、及び
  - (b) 送達を行う当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(4) 送達が宅配便により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。

(a) 申立書又は資料の宅配業者に対する引渡し日、及び

(b) 送達を行う当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(5) 送達が交付送達により又は相手方当事者若しくはその代理人の同意を得たその他何らかの方法により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。

(a) 送達される当事者に対する申立書又は資料の配達の日、及び

(b) 送達を行う当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(6) 送達を行う当事者は、登録官に対し送達方法及び次の日付を通知しなければならない。

(a) 書留郵便による送達の場合は、申立書又は資料の郵送日

(b) 宅配便による送達の場合は、その宅配業者に対する申立書又は資料の引き渡し日、又は

(c) その他の場合は、送達される当事者に対する申立書又は資料の引渡し日

### 第 38 条

異議申立書は、登録官に 2 部提出しなければならない。

### 第 39 条

法律第 38 条(5)に従い異議申立書の写しが出願人に送付された後 1 月以内に、出願人は、答弁書を登録官に提出し、その答弁書の写しを異議申立人に送達しなければならない。

### 第 40 条

登録官の許可を得た場合及び登録官が適切であると決定した条件による場合を除き、異議申立書又は答弁書の如何なる補正も認められない。

### 第 41 条

(1) 答弁書の送達後 1 月以内に、異議申立人は、

(a) 宣誓供述書若しくは法定宣言書により又は法律第 54 条に従って、登録官に対し、異議申立人が異議申立を支持するため依拠する証拠又は異議申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書を提出し、かつ

(b) 証拠を提出した場合はその証拠の写し、又は異議申立人が証拠の提出を希望しない場合は異議申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の写しを、出願人に送達しなければならない。

(2) 異議申立人が、(1)に記載する期間内に、法律第 38 条(7)に基づく証拠又は異議申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の何れも提出しない場合は、法律第 38 条(7.1)の適用上、その異議申立は取り下げられたものとみなす。

### 第 42 条

(1) 第 41 条(1)(a)にいう異議申立人の証拠又は陳述書が送達された後 1 月以内に、出願人は、

(a) 宣誓供述書若しくは法定宣言書により又は法律第 54 条に従って、登録官に対し、出願人が出願を支持するため依拠する証拠又は出願人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書を提

出し、かつ

(b) 証拠を提出した場合はその証拠の写し、又は出願人が証拠の提出を希望しない場合は出願人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の写しを、異議申立人に送達しなければならない。

(2) 出願人が、(1)に記載する期間内に、法律第 38 条(7)に基づく証拠又は出願人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の何れも提出しない場合は、法律第 38 条(7.2)の適用上、その出願は放棄されたものとみなす。

### 第 43 条

第 42 条にいう出願人の証拠が異議申立人に送達された後 1 月以内に、その異議申立人は、

(a) 宣誓供述書又は法定宣言書により又は法律第 54 条に従って、登録官に対し、その答弁事項に厳密に限定した証拠を提出することができ、かつ

(b) (a)にいう証拠を提出する場合は、その証拠の写しを出願人に送達しなければならない。

### 第 44 条

(1) 登録官の許可を得た場合及び登録官が適切であると決定する条件による場合を除き、何れの当事者も、追加の証拠を提出することは認められない。

(2) 第 46 条(1)に従って通知を行う前に、登録官は、何れかの当事者の申請により、かつ、登録官が指示する条件により、登録官に提出されていて、かつ、その異議申立の証拠として依拠する宣誓供述書又は法定宣言書について、宣誓供述人又は宣言人の宣誓に基づく反対尋問を命令することができる。

(3) (2)に従って命令された反対尋問は、両当事者が同意したか又は同意しない場合は登録官が指定した日時、場所及び者の面前において行われるものとする。

(4) 反対尋問の記録謄本及び反対尋問の証拠、並びに当事者であって、その当事者の宣誓供述人又は宣言人が反対尋問を受ける者が提出を約束した何らかの書類又は資料については、その反対尋問を行う当事者が、登録官により定められた期間内に、これを登録官に提出しなければならない。

(5) 宣誓供述人又は宣言人が反対尋問への出頭を拒絶するか又は出頭しない場合は、その宣誓供述書又は法定宣言書は、証拠の一部とはならず、それを提出した当事者に返却されるものとする。

### 第 45 条

(1) 異議申立において提出される宣誓供述書又は法定宣言書についてのすべての証拠は、その宣誓供述書又は法定宣言書と共に提出しなければならない。

(2) (3)に従うことを条件として、異議申立において提出されたすべての資料は、商標登録室において公衆の閲覧に供されるものとする。

(3) 抗弁書は、第 46 条(3)に従って登録官により送付されるまでは、公衆の閲覧には供されないものとする。

(4) (1)にいう証拠の写し、写真、又は見本は、登録官が別段の命令をしない限り、相手方当事者に送達しなければならない。

## 第46条

(1) 証拠が完備して後 14 日以後に、登録官は、通知書であって、その通知の日後 1 月以内に両当事者が抗弁書を登録官に提出することができる旨のものを両当事者に送付しなければならない。

(2) 登録官の許可がある場合を除き、如何なる抗弁書も(1)にいう 1 月の期間満了後には提出することができないものとする。

(3) 抗弁書は、提出する場合は、2 部提出し、かつ、両当事者から抗弁書が提出された後又は抗弁書の提出期間が満了した後に、登録官は、次のものを送付しなければならない。

(a) 相手方各当事者に対し、提出された抗弁書の 1 部、及び

(b) 各当事者に対し、聴聞が請求可能である旨の通知

(4) 登録官による聴聞を受けることを希望する当事者は、(3)(b)にいう登録官からの通知があった日の後 1 月以内に通知書を登録官に送付し、登録官は、その当事者からの通知書を受領したときは、その聴聞の日時及び場所を記載した通知書を両当事者に送付しなければならない。

## 第47条

異議申立手続において、何れかの期間延長が一方の当事者に対し付与された場合は、登録官は、その後、後続段階の手続に対する適切な期間延長を相手方当事者に対しても付与することができる。

## 第48条 移転

登録官は、商標登録出願の移転について、その認可を求める請求書を次のものと共に受理したときに認可する。

(a) 移転の証拠、及び

(b) 最初の出願の場合は、法律第 30 条(g)により要求される情報

## 第49条

(1) 登録出願の対象である商標が移転された結果、その商標が、その願書に指定する一部の商品又はサービスに付随しての使用についてはある者の財産となるが、それ以外の商品又はサービスに付随しての使用については他の者の財産となり、かつ、登録官がその移転を認可する場合は、各人はその出願の補正書を提出し、商標使用の対象となる商品及びサービスを、その者が商標を所有する範囲により限定しなければならない。

(2) (1)にいう各補正は、その出願日の利益を保持する目的ではその出願の継続とするが、その他の点では後続の手続において分離出願として取り扱われるものとする。

## 第50条

移転の結果、登録商標が、その登録に指定する一部の商品又はサービスに付随しての使用についてはある者の財産となるが、それ以外の商品又はサービスに付随しての使用については他の者の財産となり、かつ、登録官がその移転を認可する場合は、各人は、

(a) 法律の適用上、その者が商標の所有権を取得しているか又は保持している商品及びサービスに付随して商標を使用するときは、その商標の個別に登録された所有者であるとみなし、

かつ

(b) 法律第 43 条から第 46 条までの適用上、その商標の個別の登録を有する者であるとみなす。

### 第 51 条 登録簿

法律第 26 条(2)(b)にいう登録出願の要約には、該当する場合は、次の情報を含めなければならない。

- (a) その商標の登録時の登録所有者の名称及び住所
- (b) その商標及びその商標に関する何らかの権利の部分放棄
- (c) 商標登録が請求された商品及びサービス、並びに使用予定商標の場合は、法律第 40 条(2)により要求されるカナダでのその商標の使用開始の宣言書が提出された商品及びサービス
- (d) 登録出願番号
- (e) 出願日、更に優先権が主張される場合は、その出願の優先日
- (f) その商標がカナダで最初に使用された日又は時期
- (g) その商標がカナダで最初に公知となった日又は時期、並びに
- (h) 出願人又はその前権利者の本国、及びその商標が使用されていたカナダ以外の国

### 第 52 条

登録簿には、法律第 26 条(2)(f)に従い、該当する場合は、各登録商標に関して次の詳細を表示しなければならない。

- (a) 登録の及ぶ領域
- (b) 登録番号
- (c) 各連合商標の登録番号
- (d) 最初の登録所有者の名称及び住所
- (e) 現在の登録所有者の送達代理人の名称及び住所
- (f) 法律第 12 条(2)、第 13 条又は第 14 条に従って登録性を認めるか否かを開示する記録
- (g) 登録の基礎となる外国登録の番号、日付及び登録が行われた国名、並びに
- (h) 使用に係わる宣言書の提出日

### 第 53 条 法律第 11.13 条に基づく異論申立手続

(1) 法律第 11.13 条又は本規則に基づく異論申立手続で送達が要求される申立書又はその他の資料については、その当事者、又はその当事者の商標代理人若しくは送達代理人に対し、次の方法によりこれを送達することができる。

- (a) 交付送達
  - (b) 書留郵便
  - (c) 宅配便、又は
  - (d) 当事者又はその当事者の代理人の同意を得たその他何らかの方法
- (2) (1)の適用上、当事者の別段の合意がない限り、送達される当事者が商標代理人を選任しているか又は送達代理人を指名している場合は、送達は、当該商標代理人又は送達代理人に対して行われなければならない。

(3) 送達が書留郵便により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。

(a) 申立書又は資料の郵送日、及び

(b) 送達を行う当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(4) 送達が宅配便により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。

(a) 申立書又は資料の宅配業者に対する引渡し日、及び

(b) 送達をする当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(5) 送達が交付送達により又は相手方当事者若しくはその代理人の同意を得たその他何らかの方法により行われた場合は、送達は、次の日のうち何れか後の日に行われたものとみなす。

(a) 送達される当事者に対する申立書又は資料の配達の日、及び

(b) 送達を行う当事者が(6)に従って通知書を登録官に提出した日

(6) 送達を行う当事者は、登録官に対し送達方法及び次の日付を通知しなければならない。

(a) 書留郵便による送達の場合は、申立書又は資料の郵送日

(b) 宅配便による送達の場合は、その宅配業者に対する申立書又は資料の引渡し日、又は

(c) その他の場合は、送達される者に対する申立書又は資料の引渡し日

#### 第54条

登録官が適切であると決定した条件により登録官の許可を得た場合を除き、異論申立書又は答弁書の如何なる補正も認められないものとする。

#### 第55条

(1) 法律第11.13条(5)を適用し、答弁書の送達後1月以内に、異論申立人は、

(a) 宣誓供述書又は法定宣言書により、異論申立人が異論申立を支持するため依拠する証拠又は異論申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書を登録官に提出することができ、かつ

(b) 証拠が提出された場合はその証拠の写し、又は異論申立人が証拠の提出を希望しない場合は異論申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の写しを所管当局に送達しなければならない。

(2) 異論申立人が、(1)に記載する期間内に、法律第11.13条(5)に基づく証拠又は異論申立人が証拠の提出を希望しない旨の陳述書の何れも提出しない場合は、法律第11.13条(6)の適用上、その異論申立は、取り下げられたものとみなす。

#### 第56条

第55条(1)(a)にいう異論申立人の証拠又は陳述書の送達後1月以内に、所管当局は、

(a) 宣誓供述書又は法定宣言書により、所管当局が依拠する証拠を登録官に提出することができ、かつ

(b) 証拠が提出された場合は、その証拠の写しを異論申立人に送達しなければならない。

#### 第57条

第56条(a)にいう所管当局の証拠が異論申立人に送達された後1月以内に、当該異論申立人は、

- (a) 宣誓供述書又は法定宣言書により、その答弁事項に厳密に限定した証拠を登録官に提出することができ、かつ
- (b) (a)にいう証拠を提出する場合は、その証拠の写しを所管当局に送達しなければならない。

#### 第 58 条

- (1) 登録官が適切であると決定した条件により登録官の許可を得た場合を除き、何れの当事者も、追加の証拠を提出することは認められない。
- (2) 第 60 条(1)に従って通知を行う前に、登録官は、何れかの当事者の申請により、かつ、登録官が指示する条件により、登録官に提出されていて、かつ、その異論申立手続の証拠として依拠する宣誓供述書又は法定宣言書について、宣誓供述人又は宣言人の宣誓に基づく反対尋問を命令することができる。
- (3) (2)に従って命令された反対尋問は、両当事者が同意したか又は同意しない場合は登録官が指定した、日時、場所、及び者の面前において行われるものとする。
- (4) 反対尋問の記録謄本及び反対尋問の証拠、並びにその当事者の宣誓供述人又は宣言人が反対尋問を受ける当事者により提出を約束されていた何らかの書類又は資料については、その反対尋問を行う当事者が、登録官により定められた期間内に、これを登録官に提出しなければならない。
- (5) 宣誓供述人又は宣言人が反対尋問への出頭を拒絶するか又は出頭しない場合は、その宣誓供述書又は法定宣言書は、証拠の一部とはならず、それを提出した当事者に返却されるものとする。

#### 第 59 条

- (1) 異論申立手続において提出される宣誓供述書又は法定宣言書についてのすべての証拠は、その宣誓供述書又は宣言書と共に提出しなければならない。
- (2) (3)に従うことを条件として、異論申立手続において提出されたすべての資料は、商標登録室において公衆の閲覧に供されるものとする。
- (3) 抗弁書は、第 60 条(3)に従って登録官により送付されるまでは、公衆の閲覧には供されないものとする。
- (4) (1)にいう証拠の写し、写真、又は見本は、登録官が別段の命令をしない限り、相手方当事者に送達しなければならない。

#### 第 60 条

- (1) 証拠が完備して後 14 日以後に、登録官は、その通知の日後 1 月以内に両当事者が抗弁書を登録官に提出することができる旨の通知書を両当事者に送付しなければならない。
- (2) 登録官の許可がある場合を除き、如何なる抗弁書も(1)にいう 1 月の期間満了後には提出することができないものとする。
- (3) 抗弁書は、提出する場合は、2 部提出し、かつ、両当事者から抗弁書が提出された後又は抗弁書の提出期間が満了した後に、登録官は、次のものを送付しなければならない。
  - (a) 相手方各当事者に対し、提出された抗弁書 1 部、及び
  - (b) 各当事者に対し、聴聞が請求可能である旨の通知

(4) 登録官による聴聞を受けることを希望する当事者は、(3)(b)にいう登録官から通知があった日の後 1 月以内に通知書を登録官に送付し、登録官は、その当事者からの通知書を受領したときは、その聴聞の日時及び場所を記載した通知書を両当事者に送付しなければならない。

#### **第 61 条**

異論申立手続において、何れかの期間延長が一方の当事者に対し付与された場合は、登録官は、その後、後続段階の手続に対する適切な期間延長を相手方当事者に対しても付与することができる。

## 附則 (第 12 条) 手数料表

### 第 I 部 提出

1.	商標登録出願	
	(a) 出願及び手数料がカナダ知的所有権庁のウェブサイト経由で商標登録室に対しオンラインで提出される場合	\$250
	(b) その他の場合	300
2.	法律第 38 条(1)による異議申立	750
3.	登録される商標の商品又はサービスの記載を拡張する商標登録の補正申請	450
4.	[廃止, SOR/2003-209, s. 4]	
5.	[廃止, SOR/2007-91, s. 10]	
6.	1 又は複数の商標の移転の認可請求, 各商標当たり	100
7.	1 又は複数の商標の登録の更新請求, 各商標当たり	
	(a) 請求及び手数料がカナダ知的所有権庁のウェブサイト経由で商標登録室に対しオンラインで提出される場合	350
	(b) その他の場合	400
8.	法律第 44 条又は第 45 条に従う 1 又は複数の通知の送付請求, 各通知当たり	400
9.	法律第 47 条(1)又は(2)に従う期間の延長申請, 各行為当たり	125
10.	法律第 31 条(1)にいう登録の各認証謄本	50
11.	[廃止, SOR/2003-209, s. 6]	
12.	法律第 9 条(1) (n) 又は (n. 1) に規定する 1 又は複数の徽章, 頂飾, 記章, 標章又は紋章に関する請求, 各徽章, 頂飾, 記章, 標章又は紋章当たり	500
13.	[廃止, SOR/2007-91, s. 11]	
14.	法律第 11. 13 条(1)による異論申立	1, 000

### 第 II 部 登録

15.	商標の登録証の発行手数料を含み, それ以外の手数料を含まない商標	\$200
-----	----------------------------------	-------

### 第 III 部 発行

16.	法律第 60 条(1)又は連邦裁判所規則第 318 条若しくは第 350 条に基づいて作成の認証謄本を除くある書類の紙面様式による認証謄本	
	(a) 各認証当たり	\$35
	(b) 各頁当たりの加算	1
17.	法律第 60 条(1)又は連邦裁判所規則第 318 条若しくは第 350 条に基づいて作成の認証謄本を除くある書類の電子的様式による認証謄本	
	(a) 各認証当たり	35
	(b) 請求に係わる各商標当たりの加算	10
18.	紙面様式による謄本, 各頁当たり	
	(a) 請求人が商標登録室の機器を使用して謄本を作成する場合	0. 50
	(b) 商標登録室が謄本を作成する場合	1
18. 1	書類の電子的様式による謄本	
	(a) 各請求当たり	10
	(b) 請求に係わる各商標当たりの加算	10

	(c) 謄本が物的媒体で請求される場合は、第 1 のものに加え、請求される各物的媒体当たりの加算	10
--	--	----

第 IV 部 商標代理人

19.	請求による商標代理人一覧への 1 の名称の記入	
	(a) 請求及び手数料がカナダ知的所有権庁のウェブサイト経由で商標登録室に対しオンラインで提出される場合	\$300
	(b) その他の場合	350
20.	第 20 条(2) (b)にいう受験手数料	400
21.	第 22 条(1) (a) 及び(2) (b)にいう登録年次手数料	
	(a) 手数料がカナダ知的所有権庁のウェブサイト経由で商標登録室に対しオンラインで提出される場合	300
	(b) その他の場合	350
22.	第 23 条(1) (b)にいう回復手数料	200

## 関連規定

—SOR/2007-91, s. 13:

**第 13 条** (1) 2007 年 10 月 1 日前に商標公報において公告された商標登録出願に係わる異議申立手続は、2007 年 9 月 30 日現在有効な旧商標規則(1996 年)である商標規則第 39 条、第 41 条及び第 42 条に従って行われるものとする。(2) 商標登録出願が誤記を含んで公告されたが、次いで訂正付きで公告された場合は、当該訂正付きの公示の日が(1)の適用上公告の日であるとみなす。

—SOR/2007-91, s. 14:

**第 14 条** 商標法第 11.12 条(2)にいう陳述書が 2007 年 10 月 1 日前にカナダ官報において公示された地理的表示に係わる異論申立手続は、2007 年 9 月 30 日現在有効な旧商標規則(1996 年)である商標規則第 55 条及び第 56 条に従って行われるものとする。